

松戸市入札参加業者資格審査基準の一部を改正する訓令草案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第7条 主観的事項については、次の各号に掲げる業者に対し、それぞれ当該各号に掲げる点数を付与するものとする。</p> <p>(1) 市（市が設立した公益法人を含む。）が発注した工事を前2年度において請け負い、かつ、完了した業者 当該工事に係る別表左欄の工事成績の点数（工事の請負件数が2件以上の場合に<u>あつては</u>、その平均点（少数点以下第1位を四捨五入する。））の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる付与点数</p> <p>(2) 市と緊急時における災害復旧協定等（以下「協定等」という。）を締結している業者又は団体に加盟している業者（<u>次号に該当する業者を除く。</u>） 5点</p> <p>(3) 前号に該当する業者であつて、前2年度において協定等に基づき災害復旧を行ったもの <u>10点</u></p> <p>(4) 入札参加資格審査の申請時に国際標準化機構が定めた規格 <u>ISO9001</u> 又は <u>ISO14001</u> の登録証の写しを提出した業者 <u>10点</u></p>	<p>第7条 主観的事項については、次の各号に掲げる業者に対し、それぞれ当該各号に掲げる点数を付与するものとする。</p> <p>(1) 市（市が設立した公益法人を含む。）が発注した工事を前2年度において請け負い、かつ、完了した業者 当該工事に係る別表左欄の工事成績の点数（工事の請負件数が2件以上の場合に<u>あつては</u>、その平均点（少数点以下第1位を四捨五入する。））の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる付与点数</p> <p>(2) 市と緊急時における災害協定等（以下「協定等」という。）を締結している業者又は団体に加盟している業者 5点</p> <p>(3) 前号に該当する業者であつて、前2年度において協定等に基づき災害復旧を行ったもの <u>次に掲げる災害復旧の回数に応じ、それぞれに定める点数</u> <u>ア 1～5回 5点</u> <u>イ 6回以上 10点</u></p> <p>(4) 入札参加資格審査の申請時に国際標準化機構が定めた規格の登録証の写しを提出した業者 <u>次に掲げる規格の種類に応じ、それぞれに定める点数</u> <u>ア ISO9001 5点</u> <u>イ ISO14001 5点</u></p> <p>(5) <u>入札参加資格審査の申請時に建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを提出した業者 5点</u></p> <p>(6) <u>入札参加資格審査の申請時に提出した経営規模等評価結果通知書において、その他の審査項</u></p>

目（社会性等）の新規若年技術職員の育成及び
確保が該当の業者 5点

(7) 入札参加資格登録年度の4月1日現在で、過
去2年間に市から指名停止措置を受けた期間の
合計が3か月以上の業者 指名停止期間1か月
につき-10点

別表

工事成績の点数	付与点数
85点以上	70点
80点以上85点未満	60点
75点以上80点未満	50点
70点以上75点未満	40点
65点以上70点未満	30点

別表

工事成績の点数	付与点数
81点以上	70点
79～80点	65点
77～78点	60点
75～76点	55点
73～74点	50点
71～72点	45点
69～70点	40点
67～68点	35点
65～66点	30点